

国民年金だより

国民年金とは

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は公的年金に加入することが法律で義務付けられています。やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような万一の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れず国民年金の加入手続きをしましょう。

手続きはどこへ行けばいい？

国民年金の加入手続きは、お住まいの市町村の国民年金窓口で直接手続きをしてください。

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料（定額）は、月額15,020円（平成23年度）です。

学生の場合はどうなるの？

20歳以上の学生の方については、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請は、お住まい市町村の国民年金

窓口で行ってください。

なお、申請は毎年必要となります。

《対象となる方》

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生等で、本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

《所得のめやす》

118万円＋扶養親族等の数×38万円で計算した額以下である場合に対象となります。

《学生納付特例制度》とは？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が将来年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により、保険料の納付が猶予される制度です。



●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎47・2112

環境衛生だより

マイマイガの駆除方法について

昨年の夏も、一部の地域で「マイマイガ」とよばれる蛾が大量発生しました。成虫は体に特に害を及ぼすことはありませんが、幼虫は糸を出し風に乗って拡散し不快な思いをします。この時期に触れると、皮膚の弱い人は赤く腫れたりかゆみを伴うことがあります。安全で効果的な駆除方法としては、卵塊の段階で駆除することをおすすめいたします。

ふ化の時期は5月頃から

マイマイガは、木などに生みつけられた卵塊（通常地面から2m位までの高さ）の状態です。

木の幹の他に、建物の壁、建物の基礎（特にコンクリート部分）、窓のみぞ、軒下（雨どいの裏や見えにくい場所）などにも産卵するので、自宅周りの点検をお願いいたします。

駆除方法

卵塊を木・壁等から取り除き、地中深く埋めるか、ごみとして出す場合は、

袋に入れてしぼり、燃えるごみとして出してください。

幼虫の初期（体長1cm程度まで）は市販の殺虫剤で駆除できます。

ただし、卵、幼虫の後期（体長1cm以上）、成虫は殺虫剤の効果がありません。

なお、卵塊を除去するときは、卵の飛散に備え、マスクや手袋をし、ヘラのようなものでそぎ落とすか、ガムテープなどの粘着テープではぎ取って下さい。ペットボトルをヘラ状に切つて、卵塊を削ぎ落とす方法もあります。

新冠共同墓地の公葬について

新冠町で管理しています新冠共同墓地について、現在空き区画があり、町では、1年以内にお墓を建立する方で新冠町に住所を有する方に随時墓地使用申請の受付を行っております。



○新冠共同墓地（字西泊津）

12区画6㎡ 使用料2万円

●問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ

☎47・2112

開町130年・町制施行50年 プロカメラマンにより記録

明治14年9月5日（西暦1881年）新冠郡各村戸長役場が高江の地に設置されてから本年度で130年を迎えるとともに、昭和36年9月1日（西暦1961年）に町制が施行されてから50年を迎える記念すべき節目の年です。

この記念すべき節目の年の新冠町の様子や行事を一年間かけてプロカメラマンに撮っていただいています。

カメラマンは、太陽在住の市川潔さんです。市川さんは、主に車雑誌の写真を手がけているプロカメラマンです。

（写真は、昨年開催された『写真教室』で講師をされているときの市川さんです。）

